

霞ヶ浦導水モニタリング委員会運営要領

【目的】

本運営要領は、霞ヶ浦導水モニタリング委員会規則（令和７年９月２日付け）（以下「委員会規則」という。）第４条第２項に基づき、委員会の議事の方法に関し必要な事項を定め、もって委員会の透明性・客観性及び円滑な会議運営に資するものである。

【委員会の運営に関する事項】

（会議の開催時期）

第１条 会議の開催時期は、あらかじめ事務局が各委員と日程調整を行った結果をもとに、霞ヶ浦導水モニタリング委員会委員長（以下「委員長」という。）が決定する。

（会議の招集）

第２条 会議は、関東地方整備局霞ヶ浦導水工事事務所長（以下、「事務所長」という。）の要請を受け、委員長が招集する。

（会議の招集の通知）

第３条 委員長は会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所及び議事内容をあらかじめ委員等に通知しなければならない。

（欠席の通知）

第４条 委員は、会議の招集を受けた場合において、事故等のため会議に出席できないときは、あらかじめその旨を委員長に通知しなければならない。

（会議の成立条件）

第５条 会議は、委員の二分の一以上の出席がなければ開催することができない。

（会議の議事）

第６条 委員長は、必要があると判断した場合には、会議における議事の結果を少数意見も含めてとりまとめ、事務所長に対して助言を行うものとする。

（議事内容の作成）

第７条 会議の議事内容は事務局が作成し、出席した委員の確認を得なければならない。

【会議の透明性の確保に関する事項】

（会議等の公開について）

第８条 会議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、議事内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、事業の関係者に対し中継映像による傍聴措置を講ずることができる。

(委員会資料等の公表について)

第9条 議事内容の公開に合わせ、会議に提出した資料等について公開するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、委員会の了解を得て公表しないものとする。なお、公開はホームページへの掲示を原則とする。

【その他運営上で必要となる事項】

(要領の改正)

第10条 委員会を運営していく上で必要となる事項が発生した場合等においては、委員長の判断により、委員に諮ったうえ運営要領を改正することができる。

(附則)

第11条 本運営要領は、令和7年9月2日から適用する